



空き店舗改装費補助が 100 分の 30→100 分の 50 に！

建築物改装費（砂川市中小企業等振興条例）※対象：商業地域・近隣商業地域

●特定創業支援事業の証明を受けたら・・・

通常補助額 100 分の 30 以内→100 分の 50 以内にUP！！

※限度額 200 万円

創業者の販路拡大及び売上拡大事業を応援！

創業補助金（砂川市中小企業等振興条例）※対象：商業地域・近隣商業地域

●特定創業支援事業の証明を受けたら・・・

経営計画に基づく販路及び売上拡大のための事業に要した費用（広告宣伝費、原材料費等）の 100 分の 70 以内を補助！※限度額 30 万円

その他 支援メニュー

●法人登記にかかる登録免許税の軽減（0.7%→0.35%）

●北海道信用保証協会の保証要件緩和（創業関連保証を事業開始の 6 か月前から利用可能）

●日本政策金融公庫の融資要件緩和（自己資金要件の充足、新規開業資金の貸付利率の引き下げ対象）